

令和3年3月1日改定

株式会社オーネックス 検査業務等出張費規程

(趣旨)

第1条 この規定は株式会社オーネックス（以下「機関」という。）が実施する確認検査業務、住宅性能評価業務、その他の業務において事務所から出向き業務を行う費用（以下「出張費」という。）について必要な事項を定める。

(出張費の算出方法)

第2条 出張費は、機関から最も経済的な通常の経路及び方法により算出する。

2 業務上又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路及び方法によって出張し難い場合には、前項の規定にかかわらず、その現にとる経路及び方法によって算出した交通費等を勘案して別に定めることができる。

(出張費)

第3条 出張費は、第2条第1項により算出した費用を検査業務等出張費として別に定める。

2 一の検査業務について複数の検査業務に係る場合の前項の算定方法については、当該検査対象物件を一の検査業務とみなして適用する。

3 受検対象建築物等の建設地が2以上にわたる場合の第1項の適用は最も遠方の区分による出張費とする。

(出張費の見直しと改定)

第4条 前条の出張費は、適宜見直しを行い改定することができる。

附 則

この規程は令和3年3月1日より施行する。

平成27年8月3日 制定施行

令和1年11月1日 改定施行

令和3年3月1日 改定施行

検査業務等出張費

出張費	大阪府	京都府	滋賀県	奈良県	兵庫県	和歌山県
なし	全域	京都市、宇治市 向日市、長岡京市 八幡市、大山崎町 城陽市、京田辺市 井手町、久御山町 笠置町、木津川市 精華町、南山城村 和束町、宇治田原町		奈良市、生駒市 香芝市、大和郡山市 三宅町、安堵町 三郷町、斑鳩町 上牧町、王寺町 広陵町、河合町 川西町、平群町	尼崎市、西宮市 芦屋市、伊丹市 宝塚市、川西市	
¥5,000		亀岡市	大津市、草津市 守山市、栗東市 野洲市、湖南市	橿原市、大和高田市 御所市、葛城市 天理市、桜井市 高取町、田原本町 明日香村	神戸市、三田市 猪名川町	
¥10,000		南丹市、京丹波町	近江八幡市 甲賀市、東近江市 日野町、竜王町	吉野町、五條市 大淀町、下市町 宇陀市、黒滝村 山添村	明石市、加古川市 三木市、播磨町、 加西市、高砂市、 稲美町、小野市 加東市、西脇市 篠山市	和歌山市 橋本市、九度山町 岩出市、紀の川市 かつらぎ町
¥15,000		綾部市、福知山市 舞鶴市	彦根市、多賀町 愛荘町、豊郷町 甲良町、高島市	川上村、東吉野町 天川村、曾爾村 御杖村、野迫川村	姫路市、たつの市 太子町、丹波市 市川町、福崎町 多可町、神河町	高野町、紀美野町 湯浅町、有田川町 広川町、海南町 有田市、由良町 日高町、美浜町 御坊市、日高川町
¥20,000		宮津市、与謝野町	米原市、長浜市	十津川村 下北山村 上北山村	相生市、宍粟市 朝来市、養父市 赤穂市、上郡町 佐用町	印南町、みなべ町 田辺市、上富田町
¥25,000		伊根町、京丹後市			淡路市、南あわじ市 洲本町、豊岡市 香美町、新温泉町	白浜町、すさみ町 串本町、古座川町 新宮市、北山村 太地町、那智勝浦町

備考

- 課税対象となる業務の出張費は、税込料金といたします。
- 出張費は、各検査ごとに加算される料金となります。
- 記載のない市町村については、別途協議によるものといたします。